

検討を要する住宅改修の種類について

【新 規】

■ 検討の対象とする住宅改修（令和6年4月1日～令和7年1月10日までの受付）
提案件数 1件

分 類（仮）	製 品
引き戸等への扉の取替え	①扉の開閉に関する工事

■検討の対象とする住宅改修（令和6年4月1日～令和7年1月10日までの受付）

扉の開閉に関する工事

提案件数 1件

項 目	提案の概要
<p>(1) 住宅改修の項目（設備、機器等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手すりの取り付け ■ 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床間は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 付帯工事 <input type="checkbox"/> その他 <p>(2) 概算工事費</p> <p>(3) 介護保険給付対象とすべき理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 想定される利用者の状態像 <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護度 ② 状態、症状等 2. 目的とする住宅改修の内容 3. 具体的な改修工事の内容 	<p>ドア（開き戸）を軽く押す（引く）ことで電動開閉機能が作動、開扉後一定時間経過後、閉扉することができる。既存の開き戸の開閉をアシストし開閉、通過を容易にすることが出来る。</p> <p>130,000円</p> <p>① 要支援 1～要介護 2 ② 自分で開き戸を開扉する事が困難な状態、または、車いす利用者、高齢者など、建物の構造上、開き戸から引き戸等への取替が出来ない状態。</p> <p>既存の手動で開扉している開き戸の開扉をアシストさせたい場合、 既存（手動）：開き戸を手動で開扉、ドアクローザで閉扉（又は手動で閉じる）を、 改修（電動）：開き戸を電動式ドア開閉装置により開扉をアシスト、閉扉とする。</p> <p>開き戸の開扉をアシストする工事はドアクローザからの取替として支給対象とする（引き戸への取替は建物の構造上、出来ないケースが多い） 工事：既存で取付いているドアクローザとの交換及びそれに伴う扉・枠への追加工 電源（DC12V）が扉付近に無い場合の設置工事 耐久性・規格：JIS規格 JISA1510（既存のドアクローザと同じ）</p>
<p>【総合的評価】</p> <p>○ 現状の住宅改修の範囲では、「引き戸（折戸）等への扉の取替え」である。これは日本の狭い家屋で一般的な「開き戸」に比較して「引き戸」は、歩行では身体の移動を少なくして戸の開閉動作を行うことで転倒の防止を、また、車椅子では通行幅や動線の確保を目指すものである。「開き戸」のアシスト化・自動化ではこれらの効果は望めないのではないかと。</p> <p>○ ユニバーサルデザイン的な一般用品であり、一般国民との公平性や経済性、有効性、保険給付への影響の観点から、「否」ではないかと。</p>	

■ 検討の対象とする住宅改修（令和6年4月1日～令和7年1月10日までの受付）

扉の開閉に関する工事

提案件数 1件

【総合的評価】

- 簡便な機構、リフォームで、開き戸の開閉を実現した良い商品だと思われるが、本人や介助者の動線に配慮した引き戸等への取り換えに適合していない、また便利なリフォーム設備として、一般用品の範疇ではないか。
- 要介護者が自らの使用を想定した場合、立位バランスが不安定な方もいることから、アシストの範囲や開閉のスピードについて、適用にあたり留意する必要があるのではないかと。
- 具体の検討にあたっては、アシスト作動前のドア（開き戸）を軽く押す（引く）動作が困難となっている状態像を踏まえ、アシストされた扉の開閉作動の有効性を考える必要があるのではないかと。
- 要介護者等の自立の促進や介助者の負担の軽減を図るものであり、ドアの開閉を自分で行うことを補助するものと考えられる。但し、一般人にも利用できるものでもあるため、その点について判断の留意は必要ではないかと。
- 「開き戸から引き戸への改修（住宅改修の対象）」では開閉時の体重移動が減ることで安全性が高まる。しかし、電動の開き戸への改修ではかえって危険が高まることが考えられる。例えば、タイミングが間に合わず自動で閉まりぶつかって転倒する、挟み込まれる、急ごうと焦ってしまい転倒するなど。そのため、想定される利用者の対象像をもっと明確にすることが必要と思われる。当該機器の在宅での利用者についてのデータ分析も必要ではないかと。
- 「一般用品」ではないか。「開き戸」（巾 800 ～ 950mm）ですから、「内 → 外」は若干の有用性はあるかも知れないが、「外 → 内」は間口の広さが一定程度なければ、1000mm以上離れて待機しなければならないので、状況によってはリスクがあるのではないかと。
- 解釈通知にて、引き戸の自動ドアの動力部分の対象外との記載があるため、本提案についても対象外となるのではないかと。一般商材との差別化についても、疑義が残るのではないかと。

評価検討会結果（案）

可

（ 新規種目・種類 拡充・変更 ）

評価検討の継続

■ 否

- 一般用品との差別化のため、本機器を適用する対象者像を明らかにし、その効果を明確にする必要がある。
- 本機器の使用に際し「開き戸」が残存することによる、使用者（歩行者及び車いす使用者を指す）の安全性について、検証結果を示す必要がある。